

（仮称）中野区子どもの権利に関する条例案に盛り込むべき事項について

（仮称）中野区子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）について、条例の考え方に関する意見交換会等の実施結果を踏まえ、条例案に盛り込むべき事項を以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 意見交換会等の実施結果

（1）意見交換会

開催日時	会場	参加者数
10月22日(金) 14時～17時半	若宮児童館 ※1	15人
10月26日(火) 14時～15時半	鍋横区民活動センター ※2	3人
10月27日(水) 14時～17時半	野方児童館 ※1	25人
10月31日(日) 10時～11時半	野方区民活動センター ※2	11人
11月 1日(月) 18時～19時半	オンライン ※3	5人
11月10日(水) 15時～17時半	城山ふれあいの家 ※1	18人
合 計		77人

※1 子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行った。また、意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式とした。

※2 定員を設け事前申込制とした。

※3 オンライン（ZOOM）による意見交換会とし、事前申込制とした。

（2）区民から電子メール等で寄せられた意見

件数：6件（内訳：電子メール5件、ファクス1件）

（3）関係団体等からの意見聴取

団体数：14団体（集会形式9団体、電子メール等5団体）

参加者数：238人（延べ人数）

（4）条例の考え方に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

別添1のとおり

2 条例の考え方からの主な変更点

別添2のとおり

3 条例案に盛り込むべき事項

別添3のとおり

《構成》

前文

第1章 総則

第2章 子どもの権利の保障

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

第6章 雜則

4 パブリック・コメント手続の実施

条例案に盛り込むべき事項に対するパブリック・コメント手続を、令和3年12月6日（月）から令和4年1月4日（火）まで実施する。区民への周知については、なかの区報（12月5日号）及び中野区ホームページに掲載するほか、区民活動センター等で資料を公表する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年2月 第1回定例会に条例提案

(仮称) 中野区子どもの権利に関する条例の考え方に対する主な意見の概要およびそれに対する区の考え方

NO	意見の概要	区の考え方
前文		
1	「子どものみなさん、迷うことや困ったことがあつたら、周りの大人に相談してみてください」との記載があるが、子どもが困ったときに相談する相手として一番多いのは友達であるため、「周りの友達や大人に相談してみてください」と記載してはどうか。	前文は子どもも含め多くの人に読まれる箇所であるため、子どもが読んだときに勇気づけられるよう、大人から子どもに対するメッセージを記載している。 子どもの相談する相手として友達も重要であるが、子どもの意見、考え、思いを受け止め、子どもの立場に寄りそい、子どもにとって最も善いことを一緒に考えるという大人の役割を子どもに伝えることを趣旨として、記載している。
2	子どもへの呼びかけの文章は、前文に馴染まないため不要だと思う。	「児童」という用語は、小学生を指す言葉としても使用されていることから、条約の対象年齢（18歳未満）に誤解が生じないよう「子どもの権利条約」としている。 なお、2(6)において、用語の意味として条約の正式名称を記載している。
3	「日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます」との記載があるが、「児童の権利に関する条約」という正式名称を記載すべきではないか。	「児童」という用語は、小学生を指す言葉としても使用されていることから、条約の対象年齢（18歳未満）に誤解が生じないよう「子どもの権利条約」としている。 なお、2(6)において、用語の意味として条約の正式名称を記載している。
第1章 総則		
2 用語の意味		
4	(4)「育ち学ぶ施設」について、幼稚園は「区内の学校、専修学校または各種学校」、「児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設」のどちらに含まれるかが分かりづらい。	幼稚園については、「区内の学校、専修学校、または各種学校」に含まれる。
4 区の役割		
5	区の支援について、「保育園における、子どもの権利保障を担う人材の確保に対する支援」など、支援の内容を具体的に記載してはどうか。	区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体の活動を支援することを記載しており、これを踏まえて、様々な支援策を具体化していく。
6	自治体を越えて取り組んでいくことが重要であるため、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めるだけでなく、区が協力を行うことも記載してはどうか。	子どもの権利が自治体を越えて広く保障されることを目指し、国、東京都、他の区市町村等に働きかけを行うことを趣旨として記載している。 他の自治体等から求めがある場合においては、必要な協力をしていく。
6 育ち学ぶ施設および団体の役割		
7	子どもが多くの時間を過ごす学校の役割が重要である。育ち学ぶ施設に、小学校や中学校が入っていることが分かりづらい。	学校の役割が重要であることから、育ち学ぶ施設および団体の役割を記載している。小学校、中学校については、2(4)の「学校」に含まれている。
7 事業者の役割		
8	事業者が、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるためには、区の支援が必要ではないか。	事業者における環境整備に当たっては、区の支援が必要となると考えておらず、その趣旨も含め、4(2)において、区の役割を記載している。
8 中野区子どもの権利の日		
9	11月20日を子どもの権利の日とする理由が分からぬいため、あわせて理由も記載した方が良いのではないか。	「中野区子どもの権利の日」は、国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日である11月20日としている。ご指摘を踏まえ、11月20日とする理由を記載する。

NO	意見の概要	区の考え方
10	広く区民等の参加を求めるのであれば、子どもの権利の日は日付（11月20日）ではなく、「〇月の第〇土曜日」とした方が良いのではないか。	なお、啓発事業については、この日に限定するのではなく、この日を中心区民の参加しやすさも考慮しながら、様々な事業を実施していく。
第2章 子どもの権利の保障		
11	家庭や育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会において子どもの権利を保障していくためには、区の役割が重要となる。「可能な限り」などと記載されているが、もう少し強い表現とすべきではないか。	子どもの権利を保障していくためには、区の役割が重要であると認識している。ご指摘を踏まえ、表現を修正する。
9 あらゆる場面における権利の保障		
12	暴力を受けないことは、学校でも教わっており、当たり前のことである。（※）	区に関わる全ての人がこのことを理解し、協力しながら子どもの権利を保障していくことが大切であると考えている。
13	「子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努める」との記載があるが、これを行う主体に「保護者」は含まれないのである。	保護者については、区民に含まれるものであるが、ご指摘を踏まえ、このことが分かりやすくなるよう、2（3）の区民の定義を修正する。
14	旅行先を決めるときや買い物に行ったときなど、子どもに関することを行うときは、子どもの意見を聞いてほしい。（※）	本条例の基本理念として、子どもは意見等を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されることを記載している。こうした考え方を広め、子どもの意見が尊重されるまちを目指していく。
15	「学び、休み、および遊ぶこと」との記載があるが、子どもにとって、遊びの保障は非常に大切である。子どもの主体性を大切にするのであれば、子どもの遊びに関して、強調した表現にしてはどうか。	子どもにとって、学ぶことも、遊ぶことも、休むこともそれぞれ大切であると考えており、あらゆる場面において、特に保障される権利として記載している。
16	勉強したり、遊ぶ時間は大切であるが、休む時間も大切である。（※）	
17	失敗を笑う人がいるが、それはおかしい。「失敗をしてもやり直せること」が大切である。（※）	子どもが失敗を恐れずにチャレンジできるよう、環境づくりを進めていく。
18	大人が隠し事をするように、子どもにとって秘密にしたいことがある。（※）	子どもの発達に応じてプライバシーが尊重されることを記載しており、育ち学ぶ施設および団体や家庭と連携し、取組を進めていく。
19	性別などによって、差別されると感じることがある。また、差別される人は自分が差別されたらどう感じるか考えるべきである。（※）	性別だけでなく、家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性自認、性的指向等により差別されないことを記載しており、育ち学ぶ施設および団体や家庭と連携し、取組を進めていく。
20	「子どもだから食べてはいけない」と言われることがあり、理由を説明してほしいと感じた。（※）	子どもは意見等を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されることや、その意見がどのように尊重されたかを分かりやすく説明することなどを記載している。
10 家庭における権利の保障		
21	子育てにおいては、保護者が追い詰められている事例もある。保護者に寄りそいながら、取組を進めてほしい。	本条例は、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障するまちを目指すものである。子どもおよび保護者に対して区として支援をすることが重要であり、その趣旨について10（3）に記載している。
11 育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障		

NO	意見の概要	区の考え方
22	支援が必要な子どもへの権利保障についても明記してほしい。あるいは、支援が必要な子どもについて、一つ項目として設けてどこかの章に入れることも考えてほしい。	本条例は、支援が必要な子どもを含む、全ての子どもの権利を保障することを目指しているものである。条例に基づき、だれ一人取り残されることなく権利が保障される社会の実現に向けて、取組を進めていく。
第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進		
13 子どもの意見等の表明および参加		
23	「子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努める」との記載があるが、これを行う主体に「保護者」は含まれないのか。	保護者については、区民に含まれるものであるが、ご指摘を踏まえ、このことが分かりやすくなるよう、2(3)の区民の定義を修正する。
14 子ども会議		
24	「子ども会議」は、子どもに関する取組であることから第3章ではなく、第4章に入れた方が良いのではないか。	「子ども会議」は、子どもにやさしいまちづくりを推進するための「子どもの意見等の表明および参加」の仕組みの一つであることから、第3章に記載している。
25	「区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めることについて、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします」との記載があるが、会議の議題を区長が決めるのでは意味がないのではないか。	区からの求めによるものに限らず、子ども会議に参加する子どもが必要と認めることについて議題とすることを考えており、その趣旨について14(6)に記載している。
15 虐待、体罰等の防止		
26	「子どもが虐待、体罰等を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らすことができるよう努めなければなりません」との記載があるが、これに取り組む主体として、区以外の主体は含まれないのか。	区のみでなく、様々な主体が虐待、体罰等の防止に取り組むことが重要であると考えており、ご指摘を踏まえ、表現を修正する。
27	「虐待、体罰等の予防と早期の発見に取り組むものとします」との記載があるが、発見後の早期対応についても、記載すべきではないか。	虐待、体罰等を受けた子どもに対し、すみやかかつ適切に対応することは重要であると考えており、その趣旨について15(4)に記載している。
28	保護者は虐待だと認識せずに虐待している場合もあるため、児童虐待の定義を記載してはどうか。	児童虐待の防止等については、児童虐待の防止等に関する法律の定義を踏まえ、取組を進めていくことを考えている。
16 いじめその他の権利の侵害の防止		
29	「子どもに対するいじめその他の権利の侵害の予防と早期の発見に取り組むものとします」との記載があるが、発見後の早期対応についても、記載すべきではないか。	いじめその他の権利の侵害を受けた子どもに対し、すみやかかつ適切に対応することは重要であると考えており、その趣旨について16(3)に記載している。
30	いじめその他の権利の侵害の防止に取り組む主体として、区、保護者、育ち学ぶ施設および団体が記載されているが、区民は含まれないのか。	区のみでなく、様々な主体がいじめその他の権利の侵害の防止に取り組むことが重要であると考えており、ご指摘を踏まえ、区民を追加する。 なお、保護者は、区民に含まれるものであるため、表現を修正する。
18 有害または危険な環境および情報からの保護		

NO	意見の概要	区の考え方
31	有害または危険な環境や情報からの保護に取り組む主体として、有害、危険な環境を発生させているのは大人であるため、区民も含めた方が良いのではないか。	区のみでなく、様々な主体が有害または危険な環境や情報からの保護に取り組むことが重要であると考えており、ご指摘を踏まえ、区民を追加する。なお、保護者は、区民に含まれるものであるため、表現を修正する。
第4章 子どもに関する取組の推進および検証		
21 子どもに関する取組の推進計画の策定		
32	子どもに関する取組の推進計画と「子ども会議」との関係性を教えてほしい。	区は、推進計画を定める場合、子どもや区民の検討を反映させるよう努めるものとし、その手段の一つとして、子ども会議で意見を聞くこととしている。
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済		
24 (仮称) 中野区子どもの権利救済委員の設置		
33	悩み事について、保護者や先生に話すと大事になるので相談しづらい。保護者や先生ではない大人に、話を聞いてもらえば、一緒に解決策を考えてくれるような場所があると良い。(※)	救済委員は、子どもの話を聞き、子どもと一緒に考え、子ども自身がどのように解決をしたいのかを尊重してくれる存在である。他の人に知られたくない相談については、秘密が守られるような体制を検討していく。
34	すでにある子ども関係の相談窓口とのすみ分けや性質の違いを教えてほしい。また、虐待、いじめ、貧困などの目に見える権利侵害だけでなく、様々な子どもの困難に対応してほしい。	既存の相談窓口は特定の相談内容を取り扱うものが多いが、本条例における子どもの権利救済制度は、子どもの権利の侵害からの救済と権利の保障を図ることを目的とし、子どもが困っている状況を端緒として、必要な助言や支援等を行うものである。 また、救済委員は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもの意見に耳を傾け、子どもに寄りそいながら支援等を行っていく。
35	子どもの権利救済委員の職務について、「次に定めることを担任します」という記載があるが、「次に定めることを担当します」の方が良いのではないか。	より分かりやすい記載とするため、ご指摘を踏まえ、表現を修正する。
36	行政不服審査法で適用除外としている「学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分」について、同法第8条で規定する「特別の不服申し立ての制度」として、本条例の権利救済委員を規定すれば、仮に委員の意見（「裁決等」）に子どもが不服である場合、裁決等に関しては行政事件訴訟法あるいは国家賠償法に基づいて裁判で争えることになり、非常に優れた条例になると思う。	第5章に規定する「子どもの権利の相談および侵害からの救済」については、行政不服審査法で定める「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」にかかわらず、あらゆる場面において、子どもの権利の侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障を図ることを目的とするものである。
25 救済委員の職務の執行		
37	相談することは勇気がいることなので、相談方法を工夫する必要がある。(※)	電話のみでなく、電子メールなどの相談方法も検討していく。また、気軽に相談に来られるような相談窓口づくりも検討していく。

NO	意見の概要	区の考え方
38	「子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力するよう努める」との記載があるが、主体の中には区も含まれるのではないか。	区は、救済委員の職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うことを考えており、その趣旨について25(6)に記載している。
28 財政上の取組		
39	「財政上の取組」が記載されたことにより、「子育て先進区」実現に向けた取組が、実行性のあるものになると思う。必要な財政措置を行い、取組を進めて欲しい。	必要な財政措置を行うことにより、子どもに関する取組を推進していく考えである。 なお、この趣旨を踏まえ、第5章から第4章の「20 子どもに関する取組の推進」に記載箇所を変更する。
その他		
40	熟語の一部にふりがなが振ってあり、読みづらい。ふりがなを振る基準が分からぬ。	小学校で習わない漢字についてはふりがなを振っていたが、様々な人が理解しやすいよう、ご指摘を踏まえ、全ての漢字にふりがなを振るように修正する。
41	漢字が苦手な子どももいるので、全ての漢字にふりがなを振った方が良い。(※)	
42	条例制定後の周知が重要になる。広く区民を対象としたリーフレットに加え、子どもの年齢や成長にあわせたリーフレットを作成し、普及啓発を行ってほしい。	条例制定後に、子どもや大人に対し、広く普及啓発を図っていくことが重要であり、リーフレット等の広報物について検討していく。
43	子ども自身が、子どもには権利があるということを知ることが大切である。学校の授業の中で取り扱うべきである。(※)	子ども自身が、子どもの権利を知ることは大切であると考えている。子どもの年齢や成長にあわせた普及啓発について、リーフレットの作成や学校との連携について、様々な手法を検討し、実施していく。
44	どうしたら子どもがワクワクできるか考えてほしい。子どもの「養護」については詳しく記載されているが、「育成」について書かれていない。子どもの権利の明るい部分に目を向けて、「育成」についてもつと記載してはいかがか。	本条例は、子どもの権利の尊重の理念を共有し、それぞれの生活および活動に生かすことでの子どもの権利を保障することを目的とするものである。
45	子どもと一緒にされることが多いが、子どもでも乳幼児と小学生では異なる。公園遊具や図書館の本は、大部分が小さい子ども向けで、小学校高学年が楽しめるものが少ない。 また、本を買うときは、子どもの意見を聞いてほしい。(※)	本条例に基づき、公園や居場所の整備、図書館の充実などを進めていくが、子どもと一緒にせず、子どもの年齢や成長を考慮しながら、また、子どもの意見を聞きながら、取組を進めていく。

○ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。

○ 子どもからの意見については、意見の概要に(※)を表示している。

(仮称) 中野区子どもの権利に関する条例の考え方からの主な変更点

頁	項目	主な変更点
2	2 用語の意味(3)	「区民」の定義に「および保護者」を追加
4	8 中野区子どもの権利の日(2)	「11月20日」を「11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)」に変更
4	9 あらゆる場面における権利の保障(3)	「可能な限り、必要な取組を行う」を「必要な取組を行う」に変更
5	10 家庭における権利の保障(3)	
5	11 育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障(3)	
6	12 地域社会における権利の保障(3)	
7	15 虐待、体罰等の防止(1)	「区は」を「区、区民、育ち学ぶ施設および団体は」に変更
7	15 虐待、体罰等の防止(3)	「保護者、区民、育ち学ぶ施設および団体は」を「区民、育ち学ぶ施設および団体は」に変更
7	16 いじめその他の権利の侵害の防止(1)(2)(3)(4)	「区、保護者、育ち学ぶ施設および団体は」を「区、区民、育ち学ぶ施設および団体は」に変更
8	17 貧困の防止	「保護者、育ち学ぶ施設および団体と協力して」を「区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して」に変更
8	18 有害または危険な環境および情報からの保護(1)	「区、保護者、育ち学ぶ施設および団体は」を「区、区民、育ち学ぶ施設および団体は」に変更
8	18 有害または危険な環境および情報からの保護(2)	「子ども、保護者、育ち学ぶ施設および団体に」を「子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体に」に変更

頁	項目	主な変更点
8	19 居場所づくり(3)	「区、区民、育ち学ぶ施設および団体は」を 「区、育ち学ぶ施設および団体は」に変更
8	20 子どもに関する取組の推進(2)	条例の考え方「28 財政上の取組」で定めた 「区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとします。」を20(2)へ移動
8	20 子どもに関する取組の推進(3)	条例の考え方20(2)「区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表するものとします。」を(3)へ移動
10	24 (仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置(2)	「担任します」を「担当します」に変更
11	27 救済委員の要請および意見の尊重等(3)	「保護者、区民、育ち学ぶ施設および団体は」を 「区民、育ち学ぶ施設および団体は」に変更
—	全般 (漢字のふりがな)	全ての漢字にふりがなを振るように変更

(仮称)中野区子どもの権利に関する条例案に盛り込むべき事項

前文

子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるために権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくりていきます。子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのこと応援している人がいることを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

だい しょう そうそく 第1章 総則

1 もくとき 目的

なかのくいかく かかすべひとこけんりそんちょうりねん
中野区(以下「区」といいます。)に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念
を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もつ
て子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

2 ようごいみ 用語の意味

- (1) 「子ども」とは、区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることができます。
てきとうみとひと
- (2) 「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育するひと人のことをいいます。
- (3) 「区民」とは、区内において、在住し、もしくは在勤している人、事業を営んでいる人(以下「事業者」といいます。)または在学している人および保護者のことをいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」とは、区内の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のことをいいます。
- (5) 「団体」とは、区内において、子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体のことを行います。
- (6) 「子どもの権利条約」とは、児童の権利に関する条約のことをいいます。

3 きほんりねん 基本理念

子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- ① 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- ② 子どもは、その意見、考え、思い(以下「意見等」といいます。)を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
- ③ 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- ④ 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

4 区の役割

- (1) 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。
- (2) 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。
- (3) 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行ふものとします。
- (4) 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるように、その考え方を広めていくものとします。

5 区民の役割

- (1) 区民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう努めるものとします。
- (2) 区民は、地域社会における子どもの権利の保障の重要性を理解し、子どもがすこやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。
- (3) 区民は、区、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利についてその考え方を広めていくことに努めるものとします。

6 育ち学ぶ施設および団体の役割

- (1) 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるものとします。
- (2) 育ち学ぶ施設および団体は、子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努めるものとします。

7 事業者の役割

- (1) 事業者は、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、その事業が子どもの権利の侵害につながることのないよう適切な気配りを行うよう努めるものとします。

(3) 事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるものとします。

8 中野区子どもの権利の日

- (1) 子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子どもの権利の日(以下「子どもの権利の日」といいます。)を設けます。
- (2) 子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。
- (3) 区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を求めて行うものとします。

第2章 子どもの権利の保障

9 あらゆる場面における権利の保障

- (1) 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あらゆる場面において、特に次に定める権利が保障されます。
- ① 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
 - ② 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
 - ③ 家庭的な環境のもとで育つこと。
 - ④ 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。
 - ⑤ 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。
 - ⑥ 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること。
 - ⑦ 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。
 - ⑧ 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。
 - ⑨ 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと。
 - ⑩ 子どもであることを理由に不当なあついを受けないこと。
- (2) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとします。
- (3) 区は、子どもの権利を保障するため、必要な取組を行うものとします。

10 家庭における権利の保障

- (1) 保護者は、家庭において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めるこ
とについて必要な取組を行うよう努めるものとします。
- ① 家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つこと。
 - ② 子どもの発達に応じて個人の秘密が守られること。
- (2) 保護者は、(1)の取組を行うときには、子育てについての必要な協力を求め
ること等により、子どもの成長を支えることができるよう努めるものとしま
す。
- (3) 区は、家庭において、子どもの権利を保障するため、子どもおよび保護者に
対して、必要な取組を行うものとします。

11 育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障

- (1) 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において、子どもの権利を保障するた
め、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。
- ① 安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること。
 - ② 一人ひとりの個性が尊重され、差別をされること。
 - ③ いじめや体罰を受けないこと。
 - ④ その子どもの個人に関する情報について、その意思に反し、または正当な
目的の範囲をこえて利用され、または提供されないこと。
- (2) 育ち学ぶ施設および団体は、(1)の取組を行うときには、次に定めることを
行うことにより、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるも
のとします。
- ① 子どもの権利の保障に主体的に取り組み、子どもの成長を支えることがで
きるよう必要な支援を行うこと。
 - ② 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見等を尊重しながら、
子どもにとって最も善い解決方法をとること。
 - ③ 虐待、貧困等を早期に発見し、区その他関係機関と協力をして対応するこ
と。
- (3) 区は、育ち学ぶ施設および団体の活動において、子どもの権利を保障するた
め、育ち学ぶ施設および団体に対して、必要な取組を行うものとします。

12 地域社会における権利の保障

- (1) 子どもと関わる活動をする区民は、地域社会において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。
- ① 安全で安心できる環境のもとで生活すること。
 - ② 地域の活動等に参加し、自分の意見等を表明すること。
 - ③ 休み、または遊ぶことができ、一人または集団で活動することができる居場所を利用すること。
- (2) 子どもと関わる活動をする区民は、(1)の取組を行うときには、適切な支援を受けることにより、その活動を続けていけるよう努めるものとします。
- (3) 区は、地域社会において、子どもの権利を保障し、(2)に規定する活動を続けていけるようにするため、子どもと関わる活動をする区民に対して、必要な取組を行うものとします。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

13 子どもの意見等の表明および参加

- (1) 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。
- (2) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。

14 子ども会議

- (1) 区長は、子どもの意見等を求めるための会議(以下「子ども会議」といいます。)を開きます。
- (2) 区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めることについて、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。
- (3) 区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映されるよう努めるものとします。
- (4) 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。

- (5) 区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議が順調に運営されるよう必要な支援を行うものとします。
- (6) 子ども会議に参加する子どもは、(2)に規定することや自分が必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。
- (7) (6)の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊重するよう努めるものとします。

15 虐待、体罰等の防止

- (1) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らすことができるよう努めなければなりません。
- (2) 区は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待、体罰等の予防と早期の発見に取り組むものとします。
- (3) 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けることがないよう気を配るとともに、虐待、体罰等を受けたと思われる子どもを発見したときは、すみやかに区その他の関係機関に知らせなければなりません。
- (4) 区は、虐待、体罰等を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

16 いじめその他の権利の侵害の防止

- (1) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。
- (2) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の予防と早期の発見に取り組むものとします。
- (3) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行いうものとします。
- (4) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害に関わった子どもが再びいじめその他の権利の侵害に関わることのないよう取り組むものとします。

17 貧困の防止

区は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるよう、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むものとします。

18 有害または危険な環境および情報からの保護

- (1) 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害または危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むものとします。
- (2) 区は、(1)に規定する取組に関し、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体に必要な情報を提供するものとします。

19 居場所づくり

- (1) 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。
- (2) 区は、(1)に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとします。
- (3) 区、育ち学ぶ施設および団体は、(1)に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとします。

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

20 子どもに関する取組の推進

- (1) 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。
- (2) 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとします。
- (3) 区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表するものとします。

21 子どもに関する取組の推進計画の策定

- (1) 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。
- (2) 区は、推進計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めるものとします。
- (3) 区は、推進計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。
- (4) (2)(3)の規定は、推進計画を改める場合について準用します。

22 (仮称)中野区子どもの権利委員会の設置

- (1) 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、(仮称)中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。
- (2) 権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討を行い、意見を述べます。
- ① 子どもの権利の保障の状況に関すること。
 - ② 推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること。
 - ③ その他区長が必要と認めること。
- (3) 権利委員会は、(2)①②③に定めることに関し、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができます。
- (4) 権利委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める人のうちから、区長が任命する委員10人以内をもって組織します。
- (5) 権利委員会の委員(以下単に「委員」といいます。)の任期は、2年とします。ただし、再任することができます。
- (6) 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができます。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (7) 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

23 権利委員会の意見の尊重

- (1) 区長は、権利委員会から「22 (仮称)中野区子どもの権利委員会の設置」(2)(3)の意見を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるもの

とします。

- (2) 区長は、権利委員会からの意見を受けたときは、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

24 (仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置

- (1) 子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、(仮称)中野区子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。
- (2) 救済委員は、次に定めることを担当します。
- ① 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援すること。
 - ② 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
 - ③ 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
 - ④ 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
 - ⑤ ③の要請および④の意見の内容を公表すること。
 - ⑥ 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。
 - (3) 救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。
 - (4) 救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任することができます。
 - (5) 区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める場合、(3)に規定する任命の要件を満たさなくなった場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職を解くことができます。
 - (6) 救済委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

25 救済委員の職務の執行

- (1) 救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を

尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

- (2) 救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。
- (3) 救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。
- (4) 救済委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行ふことができません。
- (5) 救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。
- (6) 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。
- (7) 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力をするよう努めるものとします。

26 救済委員への相談等

子ども(その子どもに関係のある人をふくみます。)は、救済委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または「24(仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置」(2)(3)の要請や(2)(4)の意見の表明を行うことを求めることができます。

27 救済委員の要請および意見の尊重等

- (1) 区の機関は、救済委員から「24(仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置」(2)(3)の要請および(2)(4)の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。
- (2) 区の機関は、(1)の取組を行うときには、その内容を救済委員に報告しなければなりません。ただし、(1)の取組を行ふことができないときは、理由を付けてそのことを救済委員に報告しなければなりません。
- (3) 区民、育ち学ぶ施設および団体は、救済委員から「24(仮称)中野区子どもの権利救済委員の設置」(2)(3)の要請および(2)(4)の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。